

**荒川区地域防災計画
実施推進計画**

**平成30年8月
荒 川 区**

地域防災計画実施推進計画 体系図・目次

はじめに

| | |
|-------------------------|-----|
| 荒川区地域防災計画実施推進計画の目的と位置付け | P.1 |
|-------------------------|-----|

第1章 地域防災力の向上

1 自助による区民の防災力向上

| | | |
|-------------------|---------------------------------|-----|
| 1-1 防災意識の啓発・教育の充実 | ・防災意識の啓発事業【区民生活部】 | P.3 |
| 1-2 区民による自助の推進 | ・屋内安全対策事業【区民生活部、福祉部、健康部、子育て支援部】 | P.4 |

2 地域による共助の推進

| | | |
|------------------------|-------------------------------------|-----|
| 2-1 防災区民組織等の活動体制の整備・充実 | ・永久水利施設の整備・活用【総務企画部、区民生活部、防災都市づくり部】 | P.5 |
| 2-2 地域防災の担い手の育成 | ・防災ジュニアリーダーの育成【教育委員会事務局、区民生活部】 | P.6 |

第2章 災害対策本部を核とした応急対応

1 活動体制の整備

| | | |
|---------------|-------------------------------------|-----|
| 1-1 区の活動体制の整備 | ・災害対策本部(運用班・災对各部)の活動体制の強化【区民生活部、各部】 | P.7 |
|---------------|-------------------------------------|-----|

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

| | | |
|-----------------------|---------------------------------|-----|
| 2-1 情報収集・管理・伝達システムの整備 | ・荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの整備【区民生活部】 | P.8 |
|-----------------------|---------------------------------|-----|

3 受援・応援体制の整備

| | | |
|------------------|------------------------------|-----|
| 3-1 区の受援・応援体制の整備 | ・受援・応援体制の整備【管理部、区民生活部、産業経済部】 | P.9 |
|------------------|------------------------------|-----|

4 災害廃棄物(がれき・し尿等)処理

| | | |
|------------------|----------------------|------|
| 4-1 災害廃棄物処理体制の整備 | ・災害廃棄物処理体制の整備【環境清掃部】 | P.10 |
|------------------|----------------------|------|

5 二次災害防止のための事前対策

| | | |
|------------------|--|------|
| 5-1 り災証明書発行の体制整備 | ・被災者生活再建支援システムの活用体制の充実【区民生活部、防災都市づくり部】 | P.11 |
|------------------|--|------|

第3章 医療救護等対策

1 初動医療体制の整備

1-1 医療救護活動体制の整備

・緊急医療救護所の運営体制の充実・強化【区民生活部、健康部】

P.12

2 医薬品・医療資器材の確保

2-1 医療資器材の備蓄等

・医療資器材等の配備体制の充実【区民生活部、健康部、各部】

P.13

第4章 避難者等対策

1 避難所・避難場所等の指定・安全化

1-1 避難場所等の確保

・広域避難場所の周知と確保【区民生活部】

P.14

1-2 避難所の環境整備・安全対策

・避難所の環境整備・安全対策【区民生活部、教育委員会事務局】

P.15

2 避難所の管理運営体制の整備等

2-1 一次避難所

・一次避難所運営体制の整備【区民生活部】

P.16

2-2 二次避難所

・二次避難所運営体制の整備【区民生活部、地域文化スポーツ部、子育て支援部】

P.17

2-3 福祉避難所

・福祉避難所運営体制の整備【福祉部】

P.17

3 要配慮者等への対策

3-1 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策

・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に関する防災対策【区民生活部、福祉部、健康部、子育て支援部】

P.18

3-2 避難行動要支援者等対策

・避難行動要支援者の支援体制の整備【福祉部】

P.19

3-3 外国人支援対策

・外国人に対する普及啓発【区民生活部】

P.19

3-4 女性の視点を取り入れた対策

・女性の視点を踏まえた避難所運営【区民生活部】

P.20

4 ペットの取扱い

4-1 ペットの取扱い

・ペットの取扱いに関する意識啓発及び動物保護体制の整備【区民生活部、健康部】

P.21

5 飲料水・食料・生活必需品等の確保

5-1 給水体制の整備

・給水体制の整備【区民生活部、地域文化スポーツ部】

P.22

5-2 トイレの確保

・トイレの確保【区民生活部、防災都市づくり部】

P.23

6 備蓄倉庫の整備

6-1 区備蓄倉庫の設置及び 備蓄物資管理

・備蓄体制の充実【区民生活部】

P.24

7 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

7-1 一時滞在施設の確保・拡充

・一時滞在施設の確保【区民生活部】

P.25

第5章 風水害対策

1 土砂災害対策

1-1 土砂災害に対する 避難体制の整備

・土砂災害に対する避難体制の整備【区民生活部、防災都市づくり部】

P.26

2 大規模水害対策

2-1 浸水想定区域内における 避難体制の整備

・区外への広域避難体制の整備【区民生活部】
・浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難体制の整備【区民生活部、福祉部、子育て支援部、教育委員会事務局】

P.27

第6章 安全な都市づくり

1 防災まちづくり計画

1-1 防災まちづくりの施策

- ・不燃化特区整備促進事業【防災都市づくり部】
- ・細街路拡幅整備の推進【防災都市づくり部】
- ・都市計画道路の整備【防災都市づくり部】
- ・空き家等対策事業【防災都市づくり部】
- ・危険なブロック塀等の撤去【防災都市づくり部】
- ・宮前公園の整備【防災都市づくり部】
- ・無電柱化の推進【防災都市づくり部】
- ・住宅の耐震化促進【防災都市づくり部】

P.28
~ 32

2 交通関連施設の安全確保

2-1 道路・橋梁等の安全確保

- ・道路・橋梁等の点検及び調査【防災都市づくり部】

P.33

はじめに 荒川区地域防災計画実施推進計画の目的と位置づけ

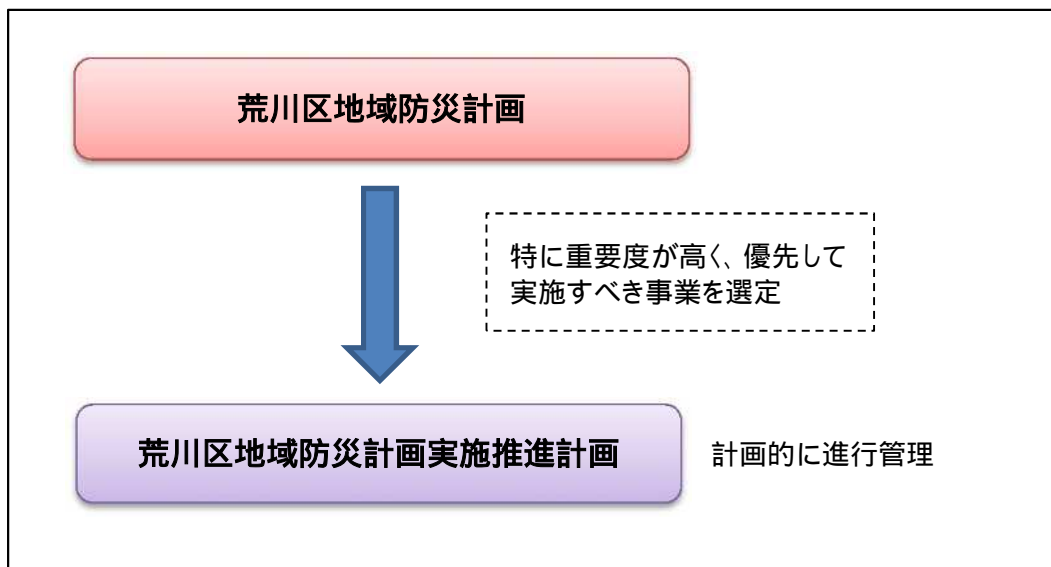
1 本計画の目的

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、東北地方だけではなく、東京においても家屋倒壊や液状化現象が発生するなど未曾有の被害をもたらし、平成28年に発生した熊本地震では、支援物資の受け入れの混乱をはじめとする課題が浮き彫りとなった。また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊や家具類の転倒等による死傷者が発生した。

本計画は、これらの過去の災害の教訓を踏まえ、首都直下地震等が発生した場合に区民の生命、身体、財産を守り、可能な限り被害を少なくするため、「荒川区地域防災計画」(以下「地域防災計画」という。)に定める災害対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を計画的に推進することを目的として策定するものである。

2 本計画の位置付け

本計画は、地域防災計画に定める災害対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業について計画的に進行管理を行うために定めるものであり、地域防災計画の実施計画として位置付けられるものである。



3 掲載事業の選定

本計画には、特に重要度が高く、計画的に進行管理していく必要がある事業を掲載するものとし、既に継続的に実施している事業については掲載しないものとする。

4 記載内容

各事業において最終的に目指す「到達目標」を掲げるとともに、各「取組」については、各年度に実施する具体的な取組内容及び成果を測定する指標を記載する。

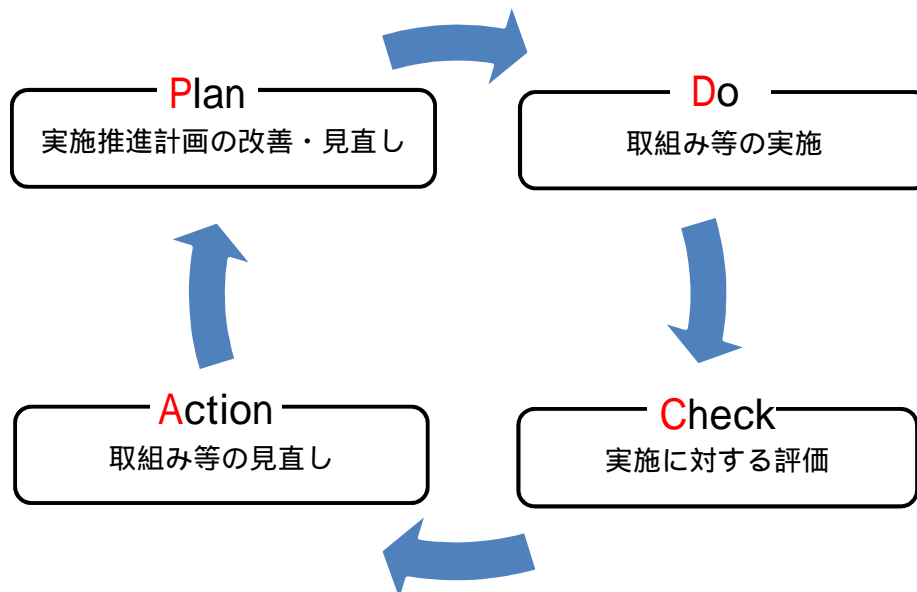
また、事業の実施に係る費用については、「平成29年度実績額」、「平成30年度予算額」、「平成31～32年度計画・見込額」を計上し、記載する。

5 計画期間及び計画の改善・見直し

本計画は、荒川区実施計画との整合性を図り、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする。

なお、本計画は、地域防災計画の修正に合わせて見直しを行うとともに、国や都の動向、関係法令の改正、災害から得られた教訓等も踏まえながら、事業の評価・改善・見直しを行い、掲載内容を適宜修正するものとする。

また、計画期間の終了後は、事業の進捗状況等を取りまとめた上で、本計画を更新する。



第 1 章 地域防災力の向上

熊本地震や東日本大震災等、過去の震災では、住民同士の助け合いによって多くの生命が救われるなど、発災時における共助の成果が広く認められた。

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、区民、地域、行政等が相互に連携し、自助、共助による区民及び地域の防災力向上を推進することが重要である。

本章では、これらの地域防災力の向上に関する事業のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 自助による区民の防災力向上

目的

災害が発生した場合の被害や生活への影響を最小限に抑えるためには、区民一人ひとりによる事前の備えが重要である。区民が正しい防災知識を持ち、災害発生時に自らの生命を守ることができるよう、啓発及び普及を進めていく。

1-1 防災意識の啓発・教育の充実

【所管部】区民生活部

| 事業名 | 防災意識の啓発事業 | | | |
|---------------------------|---|--|--|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の防災意識の啓発を図るため、区報紙面の充実やホームページ、チラシ配付等による周知に加え、ミニ講座や講話等、様々な手段を組み合わせた普及啓発活動を行う。 ・ 区民による7日分以上の備蓄や日常備蓄の必要性及び方法等について、様々な手段を組み合わせる積極的な周知及び啓発を行う。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成38年度までに家庭における備蓄率70%（荒川区実施計画）を達成する。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 家庭内備蓄率 荒川区政世論調査 | 41.9% | 45.0% | 48.0% | 51.0% |
| 自助・共助の重要性を強調した啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページによる啓発 ・ 区報による啓発 ・ 町会等への防災講話の実施 ・ 防災イベント等における啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・フェイスブック・ツイッターによる啓発 ・ 区報による啓発の充実（特集を含む） ・ 町会等への防災講話の実施 ・ 防災イベント等における啓発 ・ その他様々なツールや媒体を活用した啓発（防災アプリ、私の便利帳等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・フェイスブック・ツイッターによる啓発 ・ 区報による啓発の充実（特集を含む） ・ 町会等への防災講話の実施 ・ 防災イベント等における啓発 ・ その他様々なツールや媒体を活用した啓発（防災アプリ、私の便利帳等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・フェイスブック・ツイッターによる啓発 ・ 区報による啓発の充実（特集を含む） ・ 町会等への防災講話の実施 ・ 防災イベント等における啓発 ・ その他様々なツールや媒体を活用した啓発（防災アプリ、私の便利帳等） |
| 普及啓発費用 | 4,420（千円） | 9,519（千円） | 19,038（千円） | |

1-2 区民による自助の推進

【所管部】区民生活部、福祉部、健康部、子育て支援部

| 事業名 | 屋内安全対策事業 | | | |
|---|---|--|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している感震ブレーカーや家具類の転倒・落下・移動防止器具の購入費や工事費の助成について、防災訓練や在宅高齢者宅への戸別訪問等、様々な場を活用して周知することで設置の促進を図る。 ・感震ブレーカーについては、平成30年度から、これまでの設置助成制度に加え、感震ブレーカー及び自動点灯ライトの特例世帯（ ）への無料配布事業を実施し、一層の普及促進を図る。 特例世帯...65歳以上のみの世帯、世帯全員が特別区民税及び都民税非課税の世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯 ・家具転倒防止器具、防災ベッド、電磁調理器具、特殊詐欺対策用自動録音機、住宅改修、耐震診断等の屋内安全・安心対策に関する各種助成制度について、関係所管の密接な連携のもと、様々な手段で広く周知し、普及促進を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止器具等の普及率 65% ・感震ブレーカー普及率 25% (首都直下地震緊急対策推進基本計画[平成27年3月31日 内閣府]) | | | |
| 取組(指標) | 29年度 (実績) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 家具転倒防止器具の普及率 区政世論調査 | 34.8% | 40.0% | 45.0% | 50.0% |
| 感震ブレーカー普及率 区政世論調査 | 15.9% | 18.0% | 22.0% | 25.0% |
| 感震ブレーカー設置助成件数 30年度以降の件数は、特例世帯の簡易型器具購入(無料配布事業で対応)を除く数値 | 171件 (累計 352件) | 80件 (累計 432件) | 80件 (累計 512件) | 80件 (累計 592件) |
| 感震ブレーカー無料配付件数 特例世帯を対象とした簡易型感震ブレーカー、自動点灯ライト無料配付件数 | - | 3,000件 | 3,000件 (累計6,000件) | 3,000件 (累計9,000件) |
| 屋内安全対策費用 ・啓発費、助成費 | 7,223(千円) | 28,759(千円) | 57,518(千円) | |
| 各関係所管が連携した屋内安全・安心対策に関する普及促進活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内安全・安心対策助成事業統合パンフレットの作成 ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 |

2 地域による共助の推進

目的

防災区民組織を中心に、地域の各関係者が密接に連携して初期消火等の防災行動を行うことができるよう、活動体制の整備を進め、共助を推進する。

2-1 防災区民組織等の活動体制の整備・充実

【所管部】総務企画部、区民生活部、防災都市づくり部

| 事業名 | 永久水利施設の整備・活用 | | | |
|----------------------------|--|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に永久水利施設を迅速かつ的確に活用することができるよう、防災区民組織や消防署等と連携した実践的な訓練を実施していく。 ・小規模な深井戸型の永久水利施設の整備や民間の井戸の活用等も含め、地域危険度が高い地域において、新たな水利の充実について検討・実施する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災区民組織や消防団が連携した円滑な送水体制が整備されている。 ・地域危険度が高い地域において、十分な永久水利施設が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 永久水利施設を活用した防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・送水訓練の実施 ・永久水利施設の操作確認 ・送水動作の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・送水訓練の実施 ・永久水利施設の操作確認 ・送水動作の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・送水訓練の実施 ・永久水利施設の操作確認 ・送水動作の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・送水訓練の実施 ・永久水利施設の操作確認 ・送水動作の確認 |
| 永久水利訓練実施費用 | 7,069（千円） | 19,917（千円） | 39,834（千円） | |
| 新たな水利の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・永久水利施設整備の検討 ・赤土小学校永久水利施設整備完了 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な井戸等の活用を含めた永久水利施設整備の検討 ・（仮）宮前公園永久水利施設整備の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な井戸等の活用を含めた永久水利施設整備の検討 ・（仮）宮前公園永久水利施設整備の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な井戸等の活用を含めた永久水利施設整備の検討 ・（仮）宮前公園永久水利施設整備の実施 |
| （仮）宮前公園永久水利施設工事整備費用 | - | 27,605（千円） | 3,883（千円） | |

2-2 地域防災の担い手の育成

【所管部】教育委員会事務局、区民生活部

| 事業名 | 防災ジュニアリーダーの育成 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・中学校防災部を区立中学校全校に設置し、東日本大震災被災地の訪問、ジュニア防災検定の受験等を実施しており、区立小学校においても、防災ジュニアリーダー育成のため、防災教育の充実を図る。 ・各種防災訓練、あらBOSAIへの参加等、中学校防災部の活動を促進し、生徒の防災意識の更なる向上を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来の区の防災活動を担うジュニア防災リーダーが育成されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 中学校防災部の活動促進 （中学校防災部加入部員数 卒業生を含む累計） | 603人 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらBOSAI等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ | 665人 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらBOSAI等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ | 715人 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらBOSAI等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ | 765人 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらBOSAI等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部OBへの継続的な働きかけ |

第2章 災害対策本部を核とした応急対応

災害発生時に区民の生命と財産を守るためには、災害対策本部の訓練等を通じた応急対応力の向上を図るとともに、効率的に災害情報の収集・管理・伝達を行うことができるシステムの整備、他自治体等から円滑に支援を受け入れるための体制整備、災害廃棄物の処理体制の整備、円滑なり災証明書の発行体制の整備等が必要となる。

本章では、これらの災害対策本部の体制整備のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 活動体制の整備

目的

災害発生後、速やかに荒川区災害対策本部を設置して円滑な応急活動を実施できるよう、活動体制を整備する。また、訓練を通じた活動手順（マニュアル）の検証・改善を行うことにより、活動体制の充実・強化を図る。

1-1 区の活動体制の整備

【所管部】区民生活部、各部

| | | | | |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 事業名 | 災害対策本部（運用班・災対各部）の活動体制の強化 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策訓練計画の策定、訓練実施、課題抽出、マニュアル及び地域防災計画への反映というPDCAサイクルを実施し、体制の強化を図る。 ・災対各部において、毎年度、訓練計画を作成し、訓練を実施する。 ・特定のテーマで複数部の連携により実施するテーマ別連携訓練を実施する。 ・訓練から課題を抽出し、課題を解決し、運用班マニュアル及び災対各部の災害時職員行動マニュアルに反映させる。 ・各訓練においては、都度、情報伝達系統の確認を行い、災害時に適切な情報伝達が行えるよう体制強化を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、各職員が各自の応急対策業務を十分に理解した上で、迅速かつ円滑に活動を遂行できる体制が整備できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 災害対策本部の活動体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・運用班訓練の実施 ・テーマ別連携訓練の実施 ・訓練計画の作成 ・運用班員の増強 ・課題の抽出・課題解決・マニュアル修正 | <ul style="list-style-type: none"> ・運用班訓練の実施 ・災対各部訓練の実施 ・テーマ別連携訓練の実施 ・課題の抽出・課題解決・マニュアル修正 ・災対各部事務分掌の再検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・運用班訓練の実施 ・災対各部訓練の実施 ・テーマ別連携訓練の実施 ・課題の抽出・課題解決・マニュアル修正 ・災対各部事務分掌の再検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・運用班訓練の実施 ・災対各部訓練の実施 ・テーマ別連携訓練の実施 ・課題の抽出・課題解決・マニュアル修正 ・災対各部事務分掌の再検討 |

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

目的

災害発生時に、災害情報を迅速かつ的確に収集して区民等へ伝達するため、災害情報の収集・管理・伝達を行うことができるシステムの整備を図る。

2-1 情報収集・管理・伝達システムの整備

【所管部】区民生活部

| 事業名 | 荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの整備 | | | |
|---|--|--|--|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、迅速かつ効率的に災害情報の収集・共有から区民等への伝達までを行うことのできるシステムの設計及び構築を進める。 ・システムの設計に当たっては、区民への様々な情報提供の在り方を検討の上、反映させる。 ・平成31年度以降、順次、新システムへの移行を進める。 ・平成27年度に導入した「荒川区防災アプリ」について、発災時の通知機能の付加等の機能強化を図り、更なる普及啓発を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度中に災害時情報収集・管理・伝達システムの再構築を完了し、安定稼働を実現する。 ・「荒川区防災アプリ」のダウンロード数 60,000件を達成する。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 荒川区災害時情報収集・管理・伝達システムの再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計（システム導入の基本方針、導入システムの機能概要の作成等） | <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計（導入システムの機能検討、仕様書作成、図面の作成等） | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集システムの構築、構築に伴う設備工事の実施 ・情報伝達システムの構築、構築に伴う設備工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理システムの構築 ・情報伝達システムの構築、構築に伴う設備工事の実施 |
| システムの再構築及び情報発信機能の充実等に係る費用 ・設計、整備費用、機能付加費用 | 3,888（千円） | 9,720（千円） | 65,173（千円） 平成34年度までに完了予定 | |
| 「荒川区防災アプリ」ダウンロード数 | 10,238件 | 13,000件 | 16,000件 | 19,000件 |
| 「荒川区防災アプリ」の機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・通知機能の追加検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の災害情報等の通知機能の追加 ・通知機能の運用開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの普及促進 ・適宜機能改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの普及促進 ・適宜機能改善 |
| アプリの機能強化費用・保守費用 ・発災時の通知機能の付加等 | 600（千円） | 3,084（千円） | 1,200（千円） | |

3 受援・応援体制の整備

目的

災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であるため、他自治体や協定団体等からの人的・物的支援の受入方法及び区からの応援方法を定めるとともに、訓練を実施し、適宜改善を図ることにより、受援・応援体制の強化を図る。

3-1 区の受援・応援体制の整備

【所管部】 管理部、区民生活部、産業経済部

| 事業名 | 受援・応援体制の整備 | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 他自治体や協定団体等からの人的支援・物的支援を円滑に受け入れるため、平成30年3月に「災害時受援・応援ガイドライン」を策定したが、今後、各部における「災害発生時職員行動マニュアル」にガイドラインの内容を反映させるとともに、訓練等を通じた体制整備や改善を図っていく。 災害時相互応援協定を締結している自治体との間で「顔の見える関係」を構築し、災害発生時に互いに支援し合えるような体制を構築する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、他自治体等から迅速かつ円滑に人的・物的支援を受け入れられる体制が整備できている。 災害時相互応援協定締結自治体や協定団体との「顔の見える関係」が構築できしており、災害発生時に円滑に連携できる体制が整備できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 「災害時受援・応援ガイドライン」の運用・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 「災害時受援・応援ガイドライン」の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づく災害時各部訓練の実施 ガイドラインに基づく災害時各部連携訓練の実施 災害発生時職員行動マニュアルへの反映 ガイドラインの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づく災害時各部訓練の実施 ガイドラインに基づく災害時各部連携訓練の実施 災害発生時職員行動マニュアルへの反映 ガイドラインの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づく災害時各部訓練の実施 ガイドラインに基づく災害時各部連携訓練の実施 災害発生時職員行動マニュアルへの反映 ガイドラインの改善 |
| 新たな協定の締結及びそれを視野に入れた交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結都市・友好都市等への訪問・視察等による交流促進（福島県福島市、静岡県下田市、茨城県潮来市） | <ul style="list-style-type: none"> 新たな災害時相互応援協定の締結 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな協定締結に向けた検討、打診 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな協定締結に向けた検討、打診 |
| 協定内容の深化・具体化 | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結自治体との間での支援可能内容の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結自治体との間での支援可能内容の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結自治体との協定内容の確認、適宜見直し 協定団体との支援可能内容の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 協定締結自治体との協定内容の確認、適宜見直し 協定団体との協定内容の確認、適宜見直し |

4 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理

目的

災害発生後、災害廃棄物（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、災害廃棄物処理の手順を定め、これに基づき訓練を実施し、対応能力の向上を図る。

4-1 災害廃棄物処理体制の整備

【所管部】環境清掃部

| | | | | |
|---------------------|---|--|---|---|
| 事業名 | 災害廃棄物処理体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物（がれき・し尿等）の処理手順や体制等を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定し、計画に基づく防災訓練を繰り返し実施し、適宜見直しを行うことで、対応能力の向上を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ的確に災害廃棄物（がれき・し尿等）を処理できる。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 災害廃棄物処理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施、課題の抽出 災害廃棄物処理計画の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施、課題の抽出 災害廃棄物処理計画の見直し |

5 二次災害防止のための事前対策

目的

災害発生後の区民の生活再建を円滑に図ることができるよう、被災者生活再建支援システムによるり災証明書の発行業務の習熟を図るとともに、二次災害防止のための応急危険度判定員等の確保を進める。

5-1 り災証明書発行の体制整備

【所管部】区民生活部、防災都市づくり部

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| 事業名 | 被災者生活再建支援システムの活用体制の充実 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に円滑なり災証明書の発行業務を行うことができるよう、平成29年3月に被災者生活再建支援システムを導入した。 ・り災証明書発行に関わる業務について、被災者生活再建支援システムを活用した研修等を実施し、職員の業務能力の向上を図る。 | | | |
| 到達目標 | 被災者生活再建支援システムを活用した円滑なり災証明書の発行体制が整備されており、複数の職員がシステムの活用方法を十分理解している。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 職員による家屋被害調査及びり災証明書発行業務能力の向上（受講職員数） | 35人 ・被災者生活再建支援システム研修の実施 | 35人程度／年 ・被災者生活再建支援システム研修の実施 ・被災者生活再建支援システムを活用した訓練の実施 | 35人程度／年 ・被災者生活再建支援システム研修の実施 ・被災者生活再建支援システムを活用した訓練の実施 | 35人程度／年 ・被災者生活再建支援システム研修の実施 ・被災者生活再建支援システムを活用した訓練の実施 |
| 被災者生活再建支援事業に係る費用 | 2,798（千円） | 2,798（千円） | 5,596（千円） | |

第3章 医療救護等対策

首都直下地震の発生時には、建物倒壊や家具類の転倒・落下・移動等により、多くの負傷者が発生することが予想される。

そのため、迅速かつ的確な医療救護活動を実施することができるよう、医療機関も含めた医療体制を充実・強化するとともに、医療救護活動に関する訓練等を重ね、適宜体制の改善・見直しをしていく必要がある。

本章では、これらの医療救護等対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 初動医療体制の整備

目的

災害発生時に開設する緊急医療救護所において、迅速かつ的確な医療救護活動を実施できるよう、関係者間の連携強化や医療関係者の参集体制の強化をはじめとする運営体制の充実・強化を図る。

1-1 医療救護活動体制の整備

【所管部】区民生活部、健康部

| 事業名 | 緊急医療救護所の運営体制の充実・強化 | | | |
|--------------------------------------|---|--|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関、防災区民組織と協議を行い、連携の強化を図る。 訓練の中から課題を抽出し、適宜、改善を図る。 緊急医療救護所等の配置について検証を行い、見直し等を検討していく。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・防災関係機関・区職員等が密接に連携した初動医療体制が整備でき、各担当がそれぞれの業務を理解し、対応できる体制が構築できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度（実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 「緊急医療救護所マニュアル」に基づく医療救護訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、傷病者搬送等） 区東北部二次保健医療圏災害医療図上訓練の実施（数年に1度、都福祉保健局主催により実施） | <ul style="list-style-type: none"> 荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） 東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 課題の抽出・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 荒川区医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） 東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 課題の抽出・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 荒川区医療救護連携訓練の実施（複数箇所同時に、トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） 東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 課題の抽出・改善 |
| 緊急医療救護体制の見直し ・関係機関等との協議、調整 | <ul style="list-style-type: none"> 医療体制の強化に向けた医師会等との協議、調整 各緊急医療救護所に参集する医療機関の決定及び各医療機関への通知、協議 医療救護所マニュアルの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所等の配置の検討 医師会等との定期的な協議の実施 医療救護所マニュアルの見直し 各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関への周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所等の配置に関する検証 医師会等との定期的な協議の実施 医療救護所マニュアルの見直し 各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関への周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急医療救護所等の配置に関する検証 医師会等との定期的な協議の実施 医療救護所マニュアルの見直し 各緊急医療救護所に参集する医療機関の確認及び各医療機関への周知徹底 |

2 医薬品・医療資器材の確保

目的

災害発生後、迅速かつ的確に医療救護活動を開始できるよう、必要となる医療資器材等を十分に配備するとともに、資器材等の配備体制の見直しを行う。

2-1 医療資器材の備蓄等

【所管部】区民生活部、健康部、各部

| | | | | |
|------------------------------------|---|--|--|--|
| 事業名 | 医療資器材等の配備体制の充実 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、区備蓄倉庫に医療資器材等を備蓄しているが、迅速に救護活動を開始できるよう、緊急医療救護所の設置計画施設への医療資器材等の配備を進める。 ・ 薬剤師会の協力のもと、慢性疾患患者用の医薬品について、リスク分散の観点から荒川区内を5地区に分け、各地区2箇所、計10箇所の薬局でランニングストックによる備蓄を行っているが、引き続き、備蓄医薬品を適正に管理するとともに、新薬や需要の高い医薬品の購入について検討していく。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所となる小学校等に必要な医療資器材が配備されており、迅速に負傷者の処置ができる体制が整備できている。 ・ 様々な負傷者や避難者に対応した医薬品、医療資器材等が十分確保できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 緊急医療救護所への医療資器材等の配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所用の医療資器材の再配備案の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所用の医療資器材の再配備案の検討 ・ 緊急医療救護所への資器材等の配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所への資器材等の配備 ・ 必要となる配備資器材の再検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所への資器材等の配備 ・ 必要となる配備資器材の再検証 |
| 医療資器材等配備費用 | 13,345（千円） | 19,775（千円） | 39,550（千円） | |
| ランニングストック方式による慢性疾患患者用医薬品の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力薬局との協議 ・ ストック医薬品の確認等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力薬局との協議 ・ 新薬や需要の高い医薬品の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力薬局との協議 ・ 新薬や需要の高い医薬品の検討・購入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力薬局との協議 ・ 新薬や需要の高い医薬品の検討 |

第4章 避難者等対策

災害発生時には、多くの避難者や帰宅困難者が発生することが予想される。そこで、広域避難場所の周知や確保、避難所の環境整備や運営体制の整備、要配慮者等への支援体制の整備、ペットの取扱い体制の整備、飲料水・食糧等の確保や給水体制の整備、帰宅困難者の一時滞在施設の確保等が必要となる。本章では、これらの避難者等に関する対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 避難所・避難場所等の指定・安全化

目的

災害発生時の避難方法や避難場所等の区民への周知と避難場所の確保を進めることにより、発災時における混乱の抑制、二次災害の防止を図る。また、区民が避難生活を送ることができるよう、避難所の環境整備や安全対策を進める。

1-1 避難場所等の確保

【所管部】区民生活部

| | | | | |
|------------------|--|--|--|--|
| 事業名 | 広域避難場所の周知と確保 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、都が、広域避難場所として区内7カ所を指定しているが、災害発生時に区民が迅速に避難することができるよう、避難場所や避難方法等について、防災地図の配付や講習会・防災訓練等の場を活用した周知を図る。 ・尾久地区における安全に避難できる広域避難場所の確保の必要性に鑑み、区として区民が安全に避難できる避難場所を確保するため、広域避難場所に準じた避難場所の指定について検討・実施する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民が災害発生時に避難できる広域避難場所又は広域避難場所に準じた避難場所が指定できており、広く区民に周知されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 広域避難場所の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域避難場所の指定に向けた東京都との調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域避難場所の指定（荒川工業高校一帯） ・避難場所や避難方法等の周知 ・広域避難場所に準じた避難場所の検討・指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域避難場所の指定に向けた東京都との調整 ・避難場所や避難方法等の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域避難場所の指定に向けた東京都との調整 ・避難場所や避難方法等の周知 |

| 事業名 | 避難所の環境整備・安全対策 | | | |
|--------------------------|---|---|--|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、一次避難所の教室部分、二次避難所、福祉避難所については空調設備が設置されているが、避難所生活における避難者の健康を守るため、一次避難所の体育館に空調設備を設置する。 ・避難者のプライバシーを確保するため、プライバシー確保に必要となる資器材等の備蓄について充実を図る。 ・一次避難所における治安を維持するため、警察に対して警察官による巡回の強化を要望するとともに、警備体制の充実・強化について検討・実施する。 ・避難所において女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないように、避難所運営マニュアルにトイレや更衣室の設置等についての留意点を記載し、避難所運営訓練の場に対応方法の確認を行うとともに、各種訓練や防災イベント等の場で避難所での過ごし方等の啓発を行う。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所の体育館に空調設備が設置されている。 ・各避難所に、避難者のプライバシーを確保するための資機材等が十分に配備されている。 ・一次避難所における治安を維持できる体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 一次避難所（体育館）への空調の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所体育館への空調設備設置に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所体育館への空調設備のモデル設置と検証（4箇所） ・配置計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所体育館への空調設備の設置（31箇所） | — |
| 空調整備費用 | - | 7,183（千円） | 130,492（千円） | |
| 避難所におけるプライバシー確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設運営訓練におけるプライバシー確保に関する課題抽出 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設運営訓練におけるプライバシー確保に関する課題抽出 ・プライバシー確保に関する対応策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー確保に関する対応策の充実 ・避難所開設運営訓練におけるプライバシー確保に関する検証 ・一次避難所運営マニュアルへの反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー確保に関する対応策の充実 ・避難所開設運営訓練におけるプライバシー確保に関する検証・改善 ・一次避難所運営マニュアルへの反映 |
| 避難所の警備体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察との協議・調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察との協議・調整 ・警備体制の充実・強化の検討及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との協力体制の構築 ・警備体制の充実・強化の検討及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との協力体制の強化 ・警備体制の充実・強化の検討及び実施 |

2 避難所の管理運営体制の整備等

目的

災害発生時に、防災区民組織が自主的に一次避難所を開設・運営できるよう、避難所開設運営訓練の実施を支援する。また、避難生活に配慮が必要な区民が安心して生活できるよう、二次避難所及び福祉避難所の運営体制の充実を図る。

2-1 一次避難所

【所管部】区民生活部

| 事業名 | 一次避難所運営体制の整備 | | | |
|--|--|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次避難所ごとに実施している避難所開設運営訓練について、防災区民組織が自主的に避難所の開設・運営を行うことができるよう、避難所運営レベル（ステップ）の向上を図る。 ・過去の災害や訓練等を通じて課題等を抽出し、マニュアルを改善・充実する。 <p style="margin-left: 20px;">避難所開設・運営訓練における各ステップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ1...施設確認、避難行動確認、避難所運営マニュアル確認・検討 ・ステップ2...安否確認、人員把握、間仕切り壁整備、トイレ設置、炊出し等 ・ステップ3...ステップ2の内容について、町会の防災リーダーが参加者を指導 ・ステップ4...避難所運営マニュアルに基づく、組織的な開設・運営訓練 ・ステップ5...ステップ4の内容を町会が自主的に実施 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・全避難所における避難所開設運営ステップ5（全避難所において、防災区民組織による自主的な避難所開設・運営ができる） | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 避難所運営力の向上[全体的なレベルアップ] | ステップ1： 2カ所 ステップ2： 17カ所 ステップ3： 11カ所 ステップ4： 7カ所 | 全避難所 ステップ2以上 | → | 全避難所 ステップ3以上 |
| 自主運営力の向上 （ステップ4の避難所数） （ステップ5の避難所数） | | ステップ4： 10カ所 ステップ5： 2カ所 | ステップ4： 13カ所 ステップ5： 4カ所 | ステップ4： 16カ所 ステップ5： 6カ所 |
| 訓練実施費用 | 8,568（千円） | 7,627（千円） | 15,254（千円） | |

2-2 二次避難所

【所管部】区民生活部、地域文化スポーツ部、子育て支援部

| | | | | |
|----------------------------|--|--|---|---|
| 事業名 | 二次避難所運営体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 区では、一次避難所で生活が困難な要介護1から3に認定されている在宅高齢者及びその支援者、身体障害者手帳3級から6級の障がい者及びその支援者、妊婦、乳児及びその保護者を二次避難所の対象者としている。 二次避難所への避難対象者及び避難方法について周知を図るとともに、二次避難所の開設・運営に関する行動手順をまとめたマニュアルを施設ごとに更に充実させ、それに基づき訓練を実施する。また、訓練の結果をもとに、適宜マニュアルを改善する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、迅速かつ円滑に二次避難所を開設・運営できる体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 二次避難所訓練の実施及び運用方法の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの整備、改善 二次避難所の避難方法等の再検討 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの整備・改善 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と連携した二次避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 |

2-3 福祉避難所

【所管部】福祉部

| | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|
| 事業名 | 福祉避難所運営体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関する行動手順をまとめたマニュアルを施設ごとに作成しており、マニュアルに基づく訓練を実施して課題を抽出し、適宜見直しを行っていく。 障がい者向け備蓄物資の充実を進めていく。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営できる体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 福祉避難所訓練の実施・体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 避難対象者の施設入口への掲示 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 | <ul style="list-style-type: none"> マニュアルに基づく福祉避難所開設・運営訓練の実施 マニュアルの改善 |
| 障がい者用備蓄物資の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障がい者用備蓄物資の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障がい者用備蓄物資の充実・検証 | <ul style="list-style-type: none"> 障がい者用備蓄物資の入れ替え・充実 | <ul style="list-style-type: none"> 障がい者用備蓄物資の入れ替え・充実 |

3 要配慮者等への対策

目的

災害発生時に、避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者等が適切に避難や避難生活を送ることができるよう、避難体制の整備や啓発等を進める。

3-1 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策

【所管部】区民生活部、福祉部、健康部、子育て支援部

| 事業名 | 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に関する防災対策 | | | |
|---|---|--|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者及びその家族については、出火の防止や避難方法の確認等、日頃からの防災準備が特に必要であることから、事前の備えや災害時の行動等に関する普及啓発を図るとともに、家具類等の転倒・落下・防止対策や感震ブレーカー、電磁調理器具の設置等の支援を行う。 ・災害発生時における妊産婦や乳幼児の保護者の避難行動等について、講座の実施やチラシ配布等により普及啓発を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止器具等の普及率 65% ・感震ブレーカー普及率 25% (首都直下地震緊急対策推進基本計画[平成27年3月31日 内閣府]) | | | |
| 取組(指標) | 29年度 (実績) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| (再掲)家具転倒防止器具の普及率 区政世論調査 | 34.8% | 40.0% | 45.0% | 50.0% |
| (再掲)感震ブレーカー普及率 区政世論調査 | 15.9% | 18.0% | 22.0% | 25.0% |
| (再掲)感震ブレーカー設置助成件数 無料配付以外の助成件数 | 171件 (累計 352件) | 80件 (累計 432件) | 80件 (累計 512件) | 80件 (累計 592件) |
| (再掲)感震ブレーカー無料配付件数 特例世帯を対象とした感震ブレーカー、自動点灯ライト無料配付件数 | - | 3,000件 | 3,000件 (累計 6,000件) | 3,000件 (累計 9,000件) |
| 屋内安全対策費用 ・啓発費、助成費 | 実績額 7,223(千円) | 予算額 28,759(千円) | 計画・見込み額 57,518(千円) | |
| (再掲)各関係所管が連携した屋内安全・安心対策に関する普及促進活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内安全・安心対策助成事業総合パンフレットの作成 ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防署の防火防災診断と連携した普及促進 ・消防署・町会・消防団による火災予防運動での普及促進 ・警察署・生活安全課の戸別訪問時等における周知 ・高齢者みまもりステーション等の個別訪問時における周知 ・町会連合会定例会等での周知 ・防災訓練や各種イベント等での周知 |
| 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への防災対策に関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる啓発 ・区報による啓発 ・講習会の実施 ・防災イベント等における啓発 ・ふれあい館、ひろば館等での啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・区報による啓発の充実(特集) ・ホームページによる啓発 ・講習会の実施 ・防災イベント等における啓発 ・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・区報による啓発の充実(特集) ・ホームページによる啓発 ・講習会の実施 ・防災イベント等における啓発 ・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・区報による啓発の充実(特集) ・ホームページによる啓発 ・講習会の実施 ・防災イベント等における啓発 ・社会福祉協議会等関係団体を通じた啓発 |

| | | | | |
|-----------------|------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 聴覚障がい者への防災対策の充実 | ・聴覚障がい者に配慮した避難支援ツールの検討 | ・聴覚障がい者に配慮した避難支援ツールの検討・導入 | ・聴覚障がい者に配慮した避難支援ツールの改善・必要なツールの導入 | ・聴覚障がい者に配慮した避難支援ツールの改善・必要なツールの導入 |
|-----------------|------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------------|

3-2 避難行動要支援者等対策

【所管部】福祉部

| | | | | |
|----------------------------------|---|-------------------|------------------------|------------------------|
| 事業名 | 避難行動要支援者の支援体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者（要介護4から5に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者）について、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を図るとともに、対象者ごとの避難支援に関する個別計画を関係団体等との協議のもと整備する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿が整備されており、避難行動要支援者ごとの避難計画が確立できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 避難行動要支援者名簿の整備 | ・避難行動要支援者名簿の整理・更新 | ・避難行動要支援者名簿の整理・更新 | ・避難行動要支援者名簿の更新と対象拡大の検討 | ・避難行動要支援者名簿の更新と対象拡大の検討 |
| 避難行動要支援者の個別計画の策定支援 （個別計画の策定率） | ・避難行動要支援者個別計画の策定検討・準備 | 30% | 45% | 60% |
| 名簿作成及び個別計画策定に係る委託費用 | — | 5,400（千円） | 11,124（千円） | |

3-3 外国人支援対策

【所管部】区民生活部

| | | | | |
|--------------------------|--|---------|---------|-------------|
| 事業名 | 外国人に対する普及啓発 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に外国人が的確な避難行動をとることができるよう、国際交流協会や赤門会日本語学校等の団体とも連携して外国人を対象とする防災講座や防災訓練を実施するとともに、荒川区防災アプリの配信等により、外国人への防災知識の普及、啓発に努める。 ・避難場所等を示す標識への外国語併記を進める。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が、災害発生時に的確な避難行動をとることができる知識・行動力を身に付けている。 ・全ての避難標識に外国語が併記されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 「荒川区防災アプリ」ダウンロード数 | 10,238件 | 13,000件 | 16,000件 | 19,000件 |
| 避難標識の外国語併記の拡充 （標識設置数） | 39/57 箇所 | → | | 57/57 箇所 |
| 避難標識整備費用 | 199（千円） | 240（千円） | 480（千円） | |

3-4 女性の視点を取り入れた対策

【所管部】区民生活部

| 事業名 | 女性の視点を踏まえた避難所運営 | | | |
|-----------------------------|--|---|---|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 各避難所開設運営訓練において、女性部を中心として、女性の視点を踏まえた避難所運営方法等について検証し、改善・充実を図る。 (再掲) 避難所において女性や子どもが犯罪等に巻き込まれないように、避難所運営マニュアルにトイレや更衣室の設置等についての留意点を記載し、避難所運営訓練の場で対応方法の確認を行うとともに、各種訓練や防災イベント等の場で避難所での過ごし方等の啓発を行う。 訓練やイベント等の場で、男女共同参画や女性の視点を取り入れた避難所運営の重要性等について啓発を行う。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点を踏まえた避難所運営方法が確立できている。 (再掲) 一次避難所における治安を維持できる体制が整備されている。 | | | |
| 取組(指標) | 29年度 (実績) | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 女性部が参画する避難所開設運営訓練の実施 | 16/37カ所 | 20/37カ所 | 25/37カ所 | 30/37カ所 |
| 男女共同参画に関する周知啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 防災に関する男女共同参画についての講習会の実施 防災イベント等における啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設運営訓練における啓発 講習会の実施による啓発 防災イベント等における啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設運営訓練における啓発 講習会の実施による啓発 防災イベント等における啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設運営訓練における啓発 講習会の実施による啓発 防災イベント等における啓発。 |
| (再掲) 避難所の警備体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 警察との協議・調整 | <ul style="list-style-type: none"> 警察との協議・調整 警備体制の充実・強化の検討及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協力体制の構築 警備体制の充実・強化の検討及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との協力体制の強化 警備体制の充実・強化の検討及び実施 |

4 ペットの取扱い

目的

災害発生時にペットの避難によるトラブル等が発生しないよう、飼い主を対象とした意識啓発を行うとともに、ペットの避難方法を確立する。

4-1 ペットの取扱い

【所管部】区民生活部、健康部

| 事業名 | ペットの取扱いに関する意識啓発及び動物保護体制の整備 | | | |
|---|--|--|---|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、自らの安全はもとより、ペットの飼い主が避難所に行かずに自宅でペットと共に生活できるよう、飼い主に対して、自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防止対策等の安全対策、食料・飲料水等の備蓄の実施について意識啓発を図る。 ・自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備え、ペットと共に知人、親戚宅等へ避難できるよう、事前の避難先の確保について啓発する。 ・飼い主とペットが避難できる施設の確保について、検討及び調整を行う。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・各飼い主が災害時におけるペット取扱いについて十分に理解している。 ・災害時における動物保護の体制が整備できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 災害時におけるペットの取扱いに関する意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設運営訓練における周知 ・イベント等における周知 ・犬や猫の飼い方講習会においての啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設運営訓練における意識啓発 ・イベント等における意識啓発 ・犬や猫の飼い方講習会においての啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの避難体制に関する検証、改善 ・区報特集記事の発行による意識啓発 ・避難所開設運営訓練における意識啓発 ・イベント等における意識啓発 ・犬や猫の飼い方講習会においての啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの避難体制に関する検証、改善 ・避難所開設運営訓練における意識啓発 ・イベント等における意識啓発 ・犬や猫の飼い方講習会においての啓発 |
| ペットの受入可能な施設の確保、避難体制の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの受入ができる施設の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの受入ができる施設の検討、受入可能施設の確保 ・ペットの避難体制に関する検証・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの避難体制に関する検証・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの避難体制に関する検証・改善 |
| 動物救護センターにおけるケージ等の備蓄 （ケージ等の備蓄率） | 80% | 100% | — | — |
| ケージ等備蓄費用 | 992（千円） | 1,454（千円） | — | |

荒川自然公園内に必要数のケージ等を備蓄（平成26年度～平成30年度の5カ年計画）

5 飲料水・食料・生活必需品等の確保

目的

災害発生時に避難者へ迅速かつ的確に飲料水を提供できるよう、給水体制の整備を進めるとともに、災害発生時にトイレが十分に確保できるよう体制整備を進める。

5-1 給水体制の整備

【所管部】区民生活部、地域文化スポーツ部

| 事業名 | 給水体制の整備 | | | |
|-----------------------------|--|---|--|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等において速やかに避難者へ飲料水を配布することができるよう、給水所からの搬送方法やペットボトル飲料水の備蓄、避難所施設にある高架水槽の残存水の活用、深井戸型永久水利施設の浄水による活用等、重層的な給水体制を整備する。 ・ ペットボトル飲料水については、保管場所の確保に努め、適宜、飲料水の充実を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者に対し飲料水を安定的に供給する体制が整備できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 給水方針に基づく給水訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水方針の検討 ・ 水道局と連携した給水訓練の実施 ・ 避難所開設運営訓練における応急給水訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水方針の作成 ・ 給水方針に基づく給水訓練の実施 ・ 避難所開設運営訓練における応急給水訓練の実施 ・ 水道局との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水方針に基づく給水訓練の実施 ・ 避難所開設運営訓練における応急給水訓練の実施 ・ 水道局との連携強化 ・ 給水方針の改善 ・ 職員行動マニュアルへの反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水方針に基づく給水訓練の実施 ・ 避難所開設運営訓練における応急給水訓練の実施 ・ 水道局との連携強化 ・ 給水方針の改善 ・ 職員行動マニュアルへの反映 |
| 飲料水の備蓄 （500ml本数） | 110,904本 ・ 備蓄飲料水の拡充 | 140,000本 ・ 備蓄飲料水の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の備蓄スペースの検討、確保 ・ 備蓄飲料水の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の備蓄スペースの検討、確保 ・ 備蓄飲料水の拡充 |
| 備蓄費用 | 9,546（千円） | 4,609（千円） | - | |

5-2 トイレの確保

【所管部】区民生活部、防災都市づくり部

| 事業名 | トイレの確保 | | | |
|------------------------|---|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるトイレの使用方法や重要性等を記載したガイドラインを策定し、区民への周知を図る。 ・区全体のトイレ整備方針を策定し、災害時に使用できるトイレ（マンホールトイレ等）の整備を進めるとともに、それを補完する携帯トイレの備蓄の拡充を図る。 ・携帯トイレの備蓄保管場所の調整を進めるとともに、備蓄の拡充を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所区域ごとに避難者50人に1基の割合でトイレが設置されている。 ・遅滞なくトイレを使用できる体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 災害時トイレガイドラインの策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時トイレガイドラインの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時トイレガイドラインの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・トイレガイドラインに基づく避難所開設運営訓練の実施 ・トイレガイドラインの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・トイレガイドラインに基づく避難所開設運営訓練の実施 ・災害時トイレガイドラインの改善 |
| 災害時に使用可能なトイレの整備 | <p>一次避難所区域ごとのトイレ充足状況（100人に1基確保できている一次避難所の区域数）</p> <p>26/37の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆・公園トイレ整備方針（案）の策定 ・藍染公園における超節水型トイレの設置及び実証実験の開始 | <p>一次避難所区域ごとのトイレ充足状況（100人に1基確保できている一次避難所の区域数）</p> <p>29/37の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆・公園トイレ整備方針の策定 ・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施 ・携帯トイレの計画的な備蓄の検討 ・携帯トイレの自助による備蓄の普及啓発 | <p>一次避難所区域ごとのトイレ充足状況（100人に1基確保できている一次避難所の区域数）</p> <p>33/37の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施 ・携帯トイレの計画的な備蓄の実施 ・携帯トイレの自助による備蓄の普及啓発 | <p>一次避難所区域ごとのトイレ充足状況（100人に1基確保できている一次避難所の区域数）</p> <p>37/37の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆・公園トイレ整備方針に基づく整備の実施 ・携帯トイレの計画的な備蓄の実施 ・携帯トイレの自助による備蓄の普及啓発 |
| トイレ整備費用 | — | 100,240（千円） | 462,770（千円） | |

6 備蓄倉庫の整備

目的

区では、各地区に防災備蓄倉庫を、避難所や活動拠点となる区有施設にミニ備蓄倉庫を設置し、災害時に備えて物資を備蓄しているが、災害発生時に迅速かつ的確に物資の供給ができるよう、体制の充実を図る。

6-1 区備蓄倉庫の設置及び備蓄物資管理

【所管部】区民生活部

| | | | | |
|-----------------------|--|---|---|---|
| 事業名 | 備蓄体制の充実 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速かつ円滑に物資の搬出等が行えるよう、事業者へ備蓄倉庫の管理を委託することにより、物資の在庫管理を定期的に行うとともに、災害発生時における搬送効率を考慮した配置の工夫、物資配置図の作成を行う等、民間のノウハウを活用しながら管理運営面での充実を図る。 ・あわせて、災害発生時の多様な物資ニーズに備えるため、新たな備蓄スペースの拡充に努める。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ的確に備蓄物資を供給できる備蓄倉庫の管理運営体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 備蓄体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な備蓄倉庫管理体制の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫の在庫管理及び品質調査 ・搬送効率を考慮した配置の工夫 ・物資配置図の作成 ・新たな備蓄スペース拡充の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫の在庫管理及び品質調査 ・搬送効率を考慮した配置の工夫 ・物資配置図の作成 ・新たな備蓄スペース拡充の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫の在庫管理及び品質調査 ・搬送効率を考慮した配置の工夫 ・物資配置図の作成 ・新たな備蓄スペース拡充の検討 |
| 備蓄物資梱卸等の業務委託費用 | — | 5,566（千円） | 11,132（千円） | |

7 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

目的

災害発生時に公共交通機関の運行停止に伴い発生する帰宅困難者が一時的に滞在することができる施設の確保を進める。

7-1 一時滞在施設の確保・拡充

【所管部】区民生活部

| | | | | |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 事業名 | 一時滞在施設の確保 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、災害発生時の鉄道の運行停止等に伴う帰宅困難者対策として、公共施設や民間施設を一時滞在施設として確保しているが、引き続き、想定される一時滞在施設需要人数の充足に向けた確保を進める。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の需要人数（約7,600人）を満たす一時滞在施設が確保されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 一時滞在施設の確保 （一時滞在施設数・収容可能人数） | 12施設 5,330人 | 13施設 5,450人 | 14施設 5,550人 | 15施設 5,650人 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等建設の事前相談における周知 ・マンション管理組合等への協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合との協定締結 ・事業所等建設の事前相談における周知 ・マンション管理組合等への協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等建設の事前相談における周知 ・マンション管理組合等への協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等建設の事前相談における周知 ・マンション管理組合等への協力依頼 |

第5章 風水害対策

台風や局所的な集中豪雨の発生により土砂災害や河川の決壊等による大規模水害が発生する可能性があり、風水害に対する避難体制の整備を推進していく必要がある。
本章では、これらの風水害対策の中から、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 土砂災害対策

目的

土砂災害警戒区域の指定に伴い、対象地域の住民を対象とした土砂災害の危険性や避難方法等の周知を行う。

1-1 土砂災害に対する避難体制の整備

【所管部】区民生活部、防災都市づくり部

| 事業名 | 土砂災害に対する避難体制の整備 | | | |
|------------------------|--|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・西日暮里3・4丁目の一部が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されたことに伴い、土砂災害対応のハザードマップを作成・配付することにより、対象区域の区民へ土砂災害の危険性や避難方法等に関する意識啓発を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内において、土砂災害に対する避難体制が整備できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 土砂災害に関する意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内への注意喚起チラシの配布 ・ホームページによる周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの作成、配布 ・土砂災害警戒区域内への注意喚起チラシの配布 ・区報、ホームページ等による周知 ・擁壁専門家派遣事業の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内への注意喚起チラシの配布 ・区報、ホームページ等による周知 ・擁壁専門家派遣事業の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内への注意喚起チラシの配布 ・区報、ホームページ等による周知 ・擁壁専門家派遣事業の周知 |
| 土砂災害ハザードマップ マップ作成費用 | — | 1,633（千円） | - | |

2 大規模水害対策

目的

大規模水害の発生時に、区民が安全に浸水区域外に避難できるよう、関係機関と連携した対応体制を整備する。

2-1 浸水想定区域内における避難体制の整備

【所管部】区民生活部

| | | | | |
|------------------|--|--|--|--|
| 事業名 | 区外への広域避難体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 河川の決壊による大規模水害発生時における避難行動のルールについて、「荒川区防災地図（水害版）」の配付や、想定される浸水深を示した浸水深シールを公共施設に貼り付ける等により区民へ周知している。 今後、国や東京都、他自治体との連携のもと、大規模水害発生時における広域避難に関する計画の策定を進めていく。 | | | |
| 到達目標 | 大規模水害発生時における広域避難体制が整備されている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 広域避難計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 国、都、他自治体との広域避難に関する協議 浸水深シールの公共施設への貼付の拡充（24/50箇所） | <ul style="list-style-type: none"> 国、都、他自治体との広域避難に関する協議 広域避難計画の検討 浸水深シールの公共施設への貼付の拡充（50/50箇所） | <ul style="list-style-type: none"> 国、都、他自治体との広域避難に関する協議 国、都、他自治体との連携による広域避難計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 国、都、他自治体との広域避難に関する協議 国、都、他自治体との連携による広域避難計画の運用 |

【所管部】区民生活部、福祉部、子育て支援部、
教育委員会事務局

| | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|
| 事業名 | 浸水想定区域における要配慮者利用施設の避難体制の整備 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を把握して地域防災計画に位置付けを行い、同条により義務化される要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の策定及び訓練実施の支援を推進する。 | | | |
| 到達目標 | 全ての要配慮者利用施設において避難体制が整備できている。 | | | |
| 取組み（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の策定支援 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者避難確保計画の策定支援に関する地域防災計画への位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者避難確保計画の雛形作成 要配慮者利用施設管理者への周知 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の策定支援 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設管理者への避難確保計画に基づく訓練実施の支援 |

第6章 安全な都市づくり

災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくりを推進するため、建物の不燃化・耐震化や細街路の拡幅整備、空き家等への対策、密集市街地における道路やオープンスペースの整備、無電柱化の推進等のハード面での対策を推進していく必要がある。

本章では、これらの安全な都市づくりに関する事業のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を示す。

1 防災まちづくり計画

目的

災害発生時における被害拡大を防ぐため、建物の不燃化・耐震化、道路の拡幅整備、空き家等対策、オープンスペースの確保、無電柱化等の諸施策を推進する。

1-1 防災まちづくりの施策

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 不燃化特区整備促進事業 | | | |
|--|---|---|---|--|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・荒川二・四・七丁目地区、町屋・尾久地区を対象に、主要生活道路の拡幅整備やオープンスペース確保のための防災スポットや公園、広場等の整備を行う。 ・各戸訪問や地域での専門的な相談活動、助成金による支援等により、老朽木造建築物の建替えや危険老朽建築物の除却を促進する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡幅、延焼防止帯となる空地の確保等により、平成32年度までに不燃領域率70%を達成し、燃えない・燃え広がらない街づくりを実現する。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 不燃化特区整備促進事業の推進（不燃領域率） | 61.8% | | → | 70% |
| 事業費 | 902,262（千円） | 967,909（千円） | 1,935,818（千円） | |
| 防災スポットの整備 （整備か所数） | 6か所 | 1か所 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備用地の確保 ・調整・協議 ・予算化 ・整備実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備用地の確保 ・調整・協議 ・予算化 ・整備実施 |
| 事業費 | 106,172（千円） | 12,869（千円） | 25,738（千円） | |
| 主要生活道路の拡幅整備 （測量率（測量件数／画地数）） （整備率（整備延長／目標延長）） | 測量率：45.0% 整備率：21.5% | 測量率：60.0% 整備率：30.0% <ul style="list-style-type: none"> ・測量、調査の実施 ・用地折衝 ・用地取得 ・設計、予算化 ・整備実施 | 測量率：80.0% 整備率：40.0% <ul style="list-style-type: none"> ・測量、調査の実施 ・用地折衝 ・用地取得 ・設計、予算化 ・整備実施 | 測量率：100.0% 整備率：50.0% <ul style="list-style-type: none"> ・測量、調査の実施 ・用地折衝 ・用地取得 ・設計、予算化 ・整備実施 |
| 事業費 | 434,673（千円） | 54,386（千円） | 163,158（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 細街路拡幅整備の推進 | | | |
|----------------------|--|-------------|-------------|------|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替えの際等に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。 ・また、事業の推進を図るため、建築主等に対し、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による道路のうち幅員4m未満の細街路が解消されている。 ・災害時における避難経路の確保や消火活動の円滑化が図られている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 細街路の拡幅整備（細街路後退用地整備率） | 42% | 43% | 44% | 45% |
| 事業費 | 409,703（千円） | 430,175（千円） | 860,350（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 都市計画道路の整備 | | | |
|-------------------------|---|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、火災や地震等の災害時には避難路としての役割や延焼遮断帯の役割を持っていることから、無電柱化を含め、着実な整備を図る。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助193号線については、平成35年度（第1期）、平成41年度（第2期）整備完了 ・補助331号線については、平成34年度整備完了 ・補助321号線については、平成40年度整備完了 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 都市計画道路（補助193号線）の整備（第1期） | ・測量・調査 | ・用地取得 ・測量 | ・用地取得 ・測量 ・整備工事の実施 | ・用地取得 ・測量 ・整備工事の実施 |
| 都市計画道路（補助193号線）の整備（第2期） | - | ・現況及び路線測量 | ・用地測量 | ・用地測量 |
| 整備費 | 14,746（千円） | 806,588（千円） | 157,410（千円） | |
| 都市計画道路（補助331号線）の整備 | ・設計、測量 | ・用地取得 ・設計、測量 | ・整備工事の実施 | ・整備工事の実施 |
| 整備費 | 21,341（千円） | 282,059（千円） | 681,939（千円） | |
| 都市計画道路（補助321号線）の整備 | ・測量 | ・設計 ・土壌調査 | ・暫定整備 | ・協議 |
| 整備費 | 159（千円） | 9,679（千円） | 31,807（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 空き家等対策事業 | | | |
|--------------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に実施した空き家実態調査の結果を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「荒川区空家等対策計画」（計画年度：平成28～32年度）を策定するとともに、区独自の規定を盛り込んだ「荒川区空家等対策の推進に関する条例」を制定した。 これらに基づき、周辺に悪影響を及ぼしている空き家も含めた危険な老朽建築物の除却又は建替えの促進を行うとともに、空き家の管理不全化を防ぐため、荒川区空き家流通促進事業（空き家バンク）を推進する。 空き家に関する様々な問題の解決に向けた建築・不動産等の専門家による相談会を実施する。 | | | |
| 到達目標 | ・周辺に悪影響を及ぼす空き家を0「ゼロ」にする。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 不燃化特区における空き家も含めた危険な老朽建築物の除却又は建替え（累計） | 345棟 | 450棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 | 550棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 | 650棟 ・申請に基づく調査補助金等の交付手続 |
| 事業費 | 595,989（千円） | 735,189（千円） | 1,470,378（千円） | |
| 空き家相談会の開催（開催回数） | 4回 | 6回 | 6回 | 6回 |
| 事業費 | 12,484（千円） | 14,366（千円） | 28,732（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 危険なブロック塀等の撤去 | | | |
|--------------------------|---|---|---|---|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時における接道部のブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、危険なブロック塀等の所有者に対する指導をこれまで以上に徹底して行う。また、危険ブロックの撤去を促すために、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。 引き続き、公共施設のブロック塀等の安全確保に万全を期す。 民間施設の屋外広告物等について、台風や地震等の自然災害により落下することのないよう、パトロールの強化及び注意喚起を行う。 | | | |
| 到達目標 | ・危険なブロック塀が撤去されており、地震発生時の安全性が確保できている。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 危険なブロック塀等の撤去（ブロック塀等撤去件数） | ブロック塀等撤去件数 累計 15件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（ホームページによる周知） | ブロック塀等撤去件数 累計 20件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導） | ブロック塀等撤去件数 累計 25件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導） | ブロック塀等撤去件数 累計 30件 ・危険なブロック塀所有者への指導 ・ブロック塀等撤去助成制度の周知（区報・ホームページによる周知、危険ブロック塀所有者の個別訪問による指導） |
| 事業費 | 55（千円） | 435（千円） | 1,000（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| | | | | |
|---------|--|----------------------------|----------------------------|-------------------|
| 事業名 | 宮前公園の整備 | | | |
| 実施内容 | ・宮前公園の整備は、災害発生時の延焼遮断機能を確保できること、隣接する尾久八幡中学校、区民運動場、あらかわ遊園と一体となった広域避難場所に準じたオープンスペースとして活用できること等、災害対策の上で重要な施設であることから、積極的に整備を推進する。 | | | |
| 到達目標 | ・平成33年4月に全面開園する。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 宮前公園の整備 | ・用地取得 | ・用地取得 ・第1及び第2期工事 の実施 | ・用地取得 ・第1及び第2期工事 の実施 | ・第1及び第2期工事 の実施 |
| 整備費 | 1,540,124 （千円） | 508,309（千円） | 1,625,261（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| | | | | |
|-------------|--|------------------|--------------------------------|--------------------|
| 事業名 | 無電柱化の推進 | | | |
| 実施内容 | ・無電柱化は、都市防災機能の強化につながるほか、美しい街並み景観の形成や安全で快適な歩行空間を創出できることから積極的に推進する。 ・これまでは主に都市計画道路において無電柱化を推進してきたが、今後は、防災面で脆弱な木造住宅密集地域内の主要生活道路等についても計画的に整備を進める。 | | | |
| 到達目標 | ・平成30年度中に無電柱化推進計画を策定する。 ・推進計画に基づき、無電柱化を推進する。 ・平成32年度までに、宮前公園周辺道路の無電柱化を完了する。 | | | |
| 取組（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 無電柱化推進計画の策定 | ・無電柱化推進計画 の検討 | ・無電柱化推進計画 の策定 | ・計画に基づく具体的 な実施路線の決定等 ・設計 | ・計画に基づく整備工 事の実施 |
| 整備費 | — | 9,837（千円） | — | |
| 宮前公園周辺道路 | ・設計 | ・設計 | ・整備工事の実施 | ・整備工事の実施 |
| 整備費 | 14,430（千円） | 16,030（千円） | 136,700（千円） | |
| 第二峡田小学校北側道路 | - | ・設計 | ・設計 | ・整備工事の実施 |
| 整備費 | — | 7,356（千円） | 8,589（千円） | |

【所管部】防災都市づくり部

| 事業名 | 住宅の耐震化促進 | | | |
|--------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に改定した荒川区耐震改修促進計画に基づき、区内全域を対象に、戸建住宅、共同住宅の耐震補強等への費用助成を行う。 住宅の耐震化率の向上を目指し、耐震性が不足する建築物の建替えや耐震補強工事等を推進する取組を実施する。 | | | |
| 到達目標 | 平成32年度までに、住宅の耐震化率95%を実現する。 | | | |
| 取組み（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進（住宅の耐震化率） | 85% | | → | 95% |
| 木造建物耐震化推進事業 （耐震補強・建替え工事） | 13棟 | 25棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 | 25棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 | 25棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 |
| 整備費 | 32,066（千円） | 61,550（千円） | 123,100（千円） | |
| 非木造建物耐震化推進事業 （耐震補強・建替え工事） | 1棟 | 3棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 | 3棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 | 3棟 ・申請に基づく調査 助成金等の交付手 続 |
| 整備費 | 2,500（千円） | 32,744（千円） | 65,488（千円） | |

2 交通関連施設の安全確保

目的

災害発生時においても道路・橋梁等の交通関連施設の機能を維持し、区民の安全な避難に資するため、これらの施設の安全確保を図る。

2-1 道路・橋梁等の安全確保

【所管部】防災都市づくり部

| | | | | |
|-----------------------|---|---|---|--|
| 事業名 | 道路・橋梁等の点検及び調査 | | | |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び道路附属物の健全度を確認する道路ストック総点検や路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査等を実施する。 ・災害時においても道路利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため調査・点検結果で判明した危険箇所を道路改修・補修工事の実施に反映させる。 | | | |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・路面下空洞化を解消する。 ・平成31年度に道路ストック総点検を実施し、道路附属物の状況を把握するとともに、災害時の道路被害を最小限に抑えるため、危険箇所の補修を行う。 | | | |
| 取組み（指標） | 29年度 （実績） | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 道路・橋梁等の点検及び調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・路面下空洞調査の実施 ・調査に基づく補修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・路面下空洞調査の実施 ・調査に基づく補修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路ストック総点検の実施 ・調査に基づく補修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査に基づく補修等 |
| 調査費（システム保守費等含む、補修費除く） | 40,978（千円） | 71,457（千円） | 21,044（千円） | |

